

ケアハウスいこい運営規程

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、南牧村が開設し、特定非営利活動法人MINNAなんもくが運営するケアハウスいこい（以下「施設」という。）が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員及び介護支援専門員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、施設の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行うものとする。

2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、施設の生活相談員等は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、入居者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称等は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアハウスいこい
- (2) 所在地 群馬県甘楽郡南牧村大字小沢1247番地
- (3) 特定施設の類型 混合型

(職員の職種及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。職員は管理者（施設長）を除き、国や県に定められた人員配置基準に従い、以下の人数以上を配置する。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 管理者（施設長） | 1名 |
| (2) 生活相談員 | 1名 |
| (3) 介護支援専門員 | 1名 |
| (4) 介護職員 | 5名 |
| (5) 看護職員 | 1名 |

(6) 機能訓練指導員 1名

2 前項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の職種を置くことができる。
(職務)

第5条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。(管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた職員が管理者の職務を代行する。)
- (2) 生活相談員 入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 看護職員 入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- (4) 介護職員 入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- (5) 機能訓練指導員 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するために訓練を行う。
- (6) 介護支援専門員 入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

(職務分掌等)

第6条 職員ごとの職務分掌及び日常業務の分担については管理者が別に定め、入所者に対する適切な施設サービスの提供を確保するものとする。

(入居定員及び居室数)

第7条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の入居定員及び居室数は次のとおりとする。

- (1) ケアハウスいこいの定員20名のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は20名とする。
- (2) 居室数20室のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室は20室とする。

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第8条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおりとし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入居者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴(毎日)、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練(週2回)

- (3) 療養上の世話
- (4) 健康チェック（月1回）
- (5) 特定施設サービス計画の作成
- (6) 相談、援助
- (7) 利用者の家族及び地域との連携

2 日常生活において通常必要となる経費で入居者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（入居者が一時介護室に移る場合の条件及び手続）

第9条 生活相談員等は、入居者を一時介護室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき入居者の意思の確認を行い、同意を得なければならない。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第10条 生活相談員等は、入居者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) きまりを守り、他の入居者の迷惑にならないようにする。
- (2) 共有の施設・設備は他の入居者の迷惑にならないよう利用する。

（緊急時等における対応方法）

第11条 生活相談員等は、入居者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

2 入居者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、群馬県、南牧村、当該入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 入居者に対するサービス等の提供により事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理）

第12条 管理者は、入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事等が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

また、以下の事項を実施する。

- 一. 衛生知識の普及
- 二. 年1回以上の大掃除
- 三. 月1回以上の整理整頓
- 四. 適宜の消毒
- 五. その他入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止に必要な事項

2 入居者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心がけ、施設の衛生に協力するものとする。

(非常災害対策)

第13条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、定期的に避難・救出等訓練を実施しなければならない。

2 年2回定期的に消火、通報及び避難の訓練を行うものとする。

3 消防設備、施設等の点検及び整備を定期的実施するものとする。

4 防火管理者又は火気・消防等についての責任者は、消防従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督を行うものとする。

5 防火管理者又は火気・消防等についての責任者は、その他防火管理上必要な業務、また、協力医療機関等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

(個人情報保護)

第14条 施設は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入所者又はその家族の個人情報については、ケアハウスでのサービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設の職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等）

第16条 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため次の各号に定める措置を講ずるものとする。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第17条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第18条 施設は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後の同様とする。

3 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は南牧村長と理事長との協議に基づいて定めるものとする。

(改廃)

第19条 この規程を改正、廃止するときは特定非営利活動法人MINNAなんもく理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則,

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則,

この規程は、令和6年6月1日から施行する。(料金表改訂)

附 則,

この規程は、令和7年4月1日から施行する。(料金表改訂)

別表（第7条関係）

介護保険サービス【（介護予防）特定施設入居者生活介護】料金表

	基本単位 [1日]	基本単位 [30日]	自己負担額（月額） *介護職員等処遇改善加算Ⅲを含む	
			割負担	金額
要支援1	183	5,490	1割負担	6,094円
			2割負担	12,188円
			3割負担	18,282円
要支援2	313	9,390	1割負担	10,423円
			2割負担	20,846円
			3割負担	31,269円
要介護1	542	16,260	1割負担	18,049円
			2割負担	36,098円
			3割負担	54,147円
要介護2	609	18,270	1割負担	20,280円
			2割負担	40,560円
			3割負担	60,840円
要介護3	679	20,370	1割負担	22,611円
			2割負担	45,222円
			3割負担	67,833円
要介護4	744	22,320	1割負担	24,775円
			2割負担	49,550円
			3割負担	74,325円
要介護5	813	24,390	1割負担	27,073円
			2割負担	54,146円
			3割負担	81,219円

※1カ月30日とした場合です。

※「介護職員等処遇改善加算Ⅲ」として、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護費の基本単価数の合計に11.0%を乗じた単価数が加算されます。